

# 避難拠点とは

練馬区立の小・中学校、98校です。

阪神・淡路大震災の被害や、避難の状況から、練馬区で独自に定めたものです。

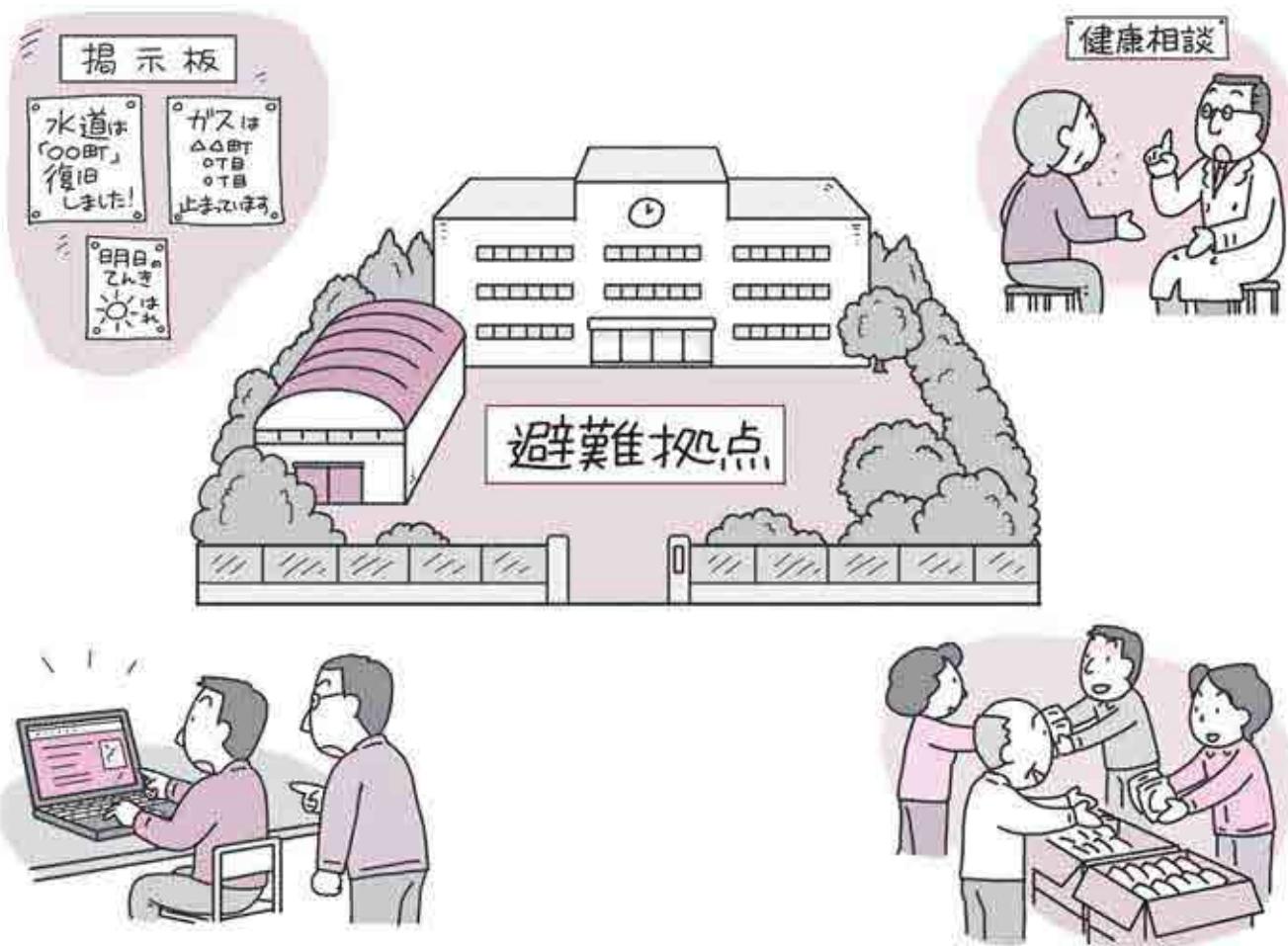
区立の小・中学校は、地域での災害時の活動拠点にもなることから、単に「避難所」や「避難場所」と呼ばずに「避難拠点」と名付けています。

## 避難所+防災拠点=避難拠点

避難拠点は、震度5弱以上の地震が起きて、学校の建物が安全な場合に、「避難拠点要員」により開設され、「避難拠点運営連絡会」の協力を受けながら、避難者の受け入れや在宅避難者への支援を行います。

### 避難拠点の主な役割

- ① 水・食料の配給拠点となります
- ② 避難生活を支えます
- ③ 復旧・復興関連情報を提供します
- ④ 簡単な手当や健康相談を行います
- ⑤ 被災者のために相談所を開設します
- ⑥ 救助などの要請を行います



## 「避難拠点運営の手引」を有効にお使いいただくために

この手引を活用していただく際に、まず知っていただきたいことです。

## この手引の目的と使い方

この手引に示した「Q & A」は、区が示す一例にすぎません。今後、避難拠点ごとに、その拠点により適した「こたえ」を考えていきたいのです。

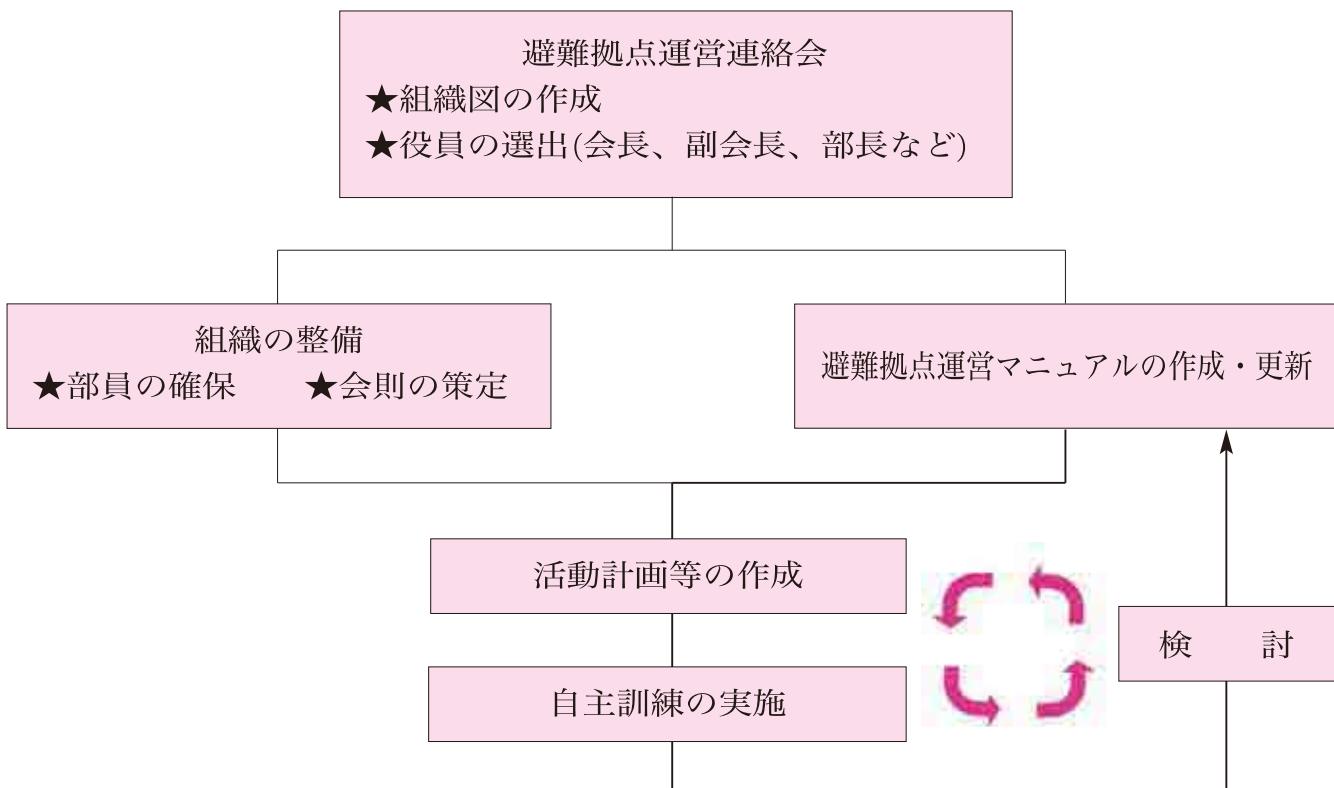
その意味で、この手引は、避難拠点運営連絡会等が災害時に活動するために必要なことを、事前に話し合っていただくための参考となるものです。

地域の特性や事情を十分に考慮して、地域の実態に即した避難拠点ごとの手引（マニュアル）作りを進めていただければ幸いです。

## 避難拠点運営体制の充実に向けて

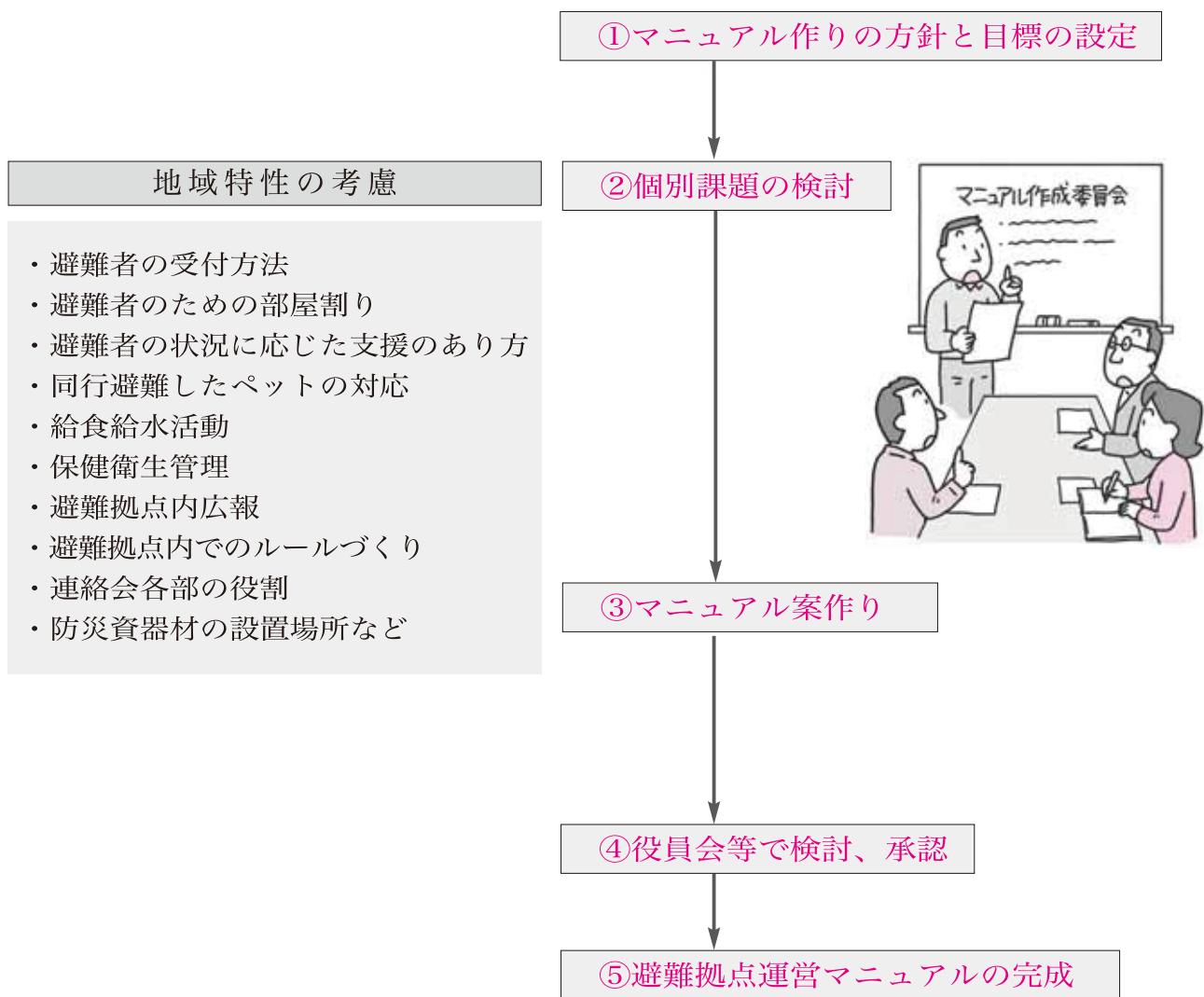
災害対策については、一般的に次のように充実を図っていきます。

過去に起きた災害における対応、訓練による検証などにより、対策の弱点や想定していない点を発見して、検討を加えて改善します。この繰り返しによって、対策を充実させることができます（下図をご覧ください）。



## 避難拠点ごとの運営の手引(マニュアル)の作り方

避難拠点ごとに校舎の形状が違ったり、地域の特性が異なります。それぞれの避難拠点ごとに個別のマニュアルを作成します。



## 避難拠点運営に従事する方の補償について

### 平常時

避難拠点での訓練や会合に参加された方が、訓練時に負傷した場合等には「防火防災訓練災害補償等共済制度」の規定に従って損害補償を受けることができます。

※「防災訓練実施計画書(報告書)」を事前に区や消防署等に提出することが必要です。

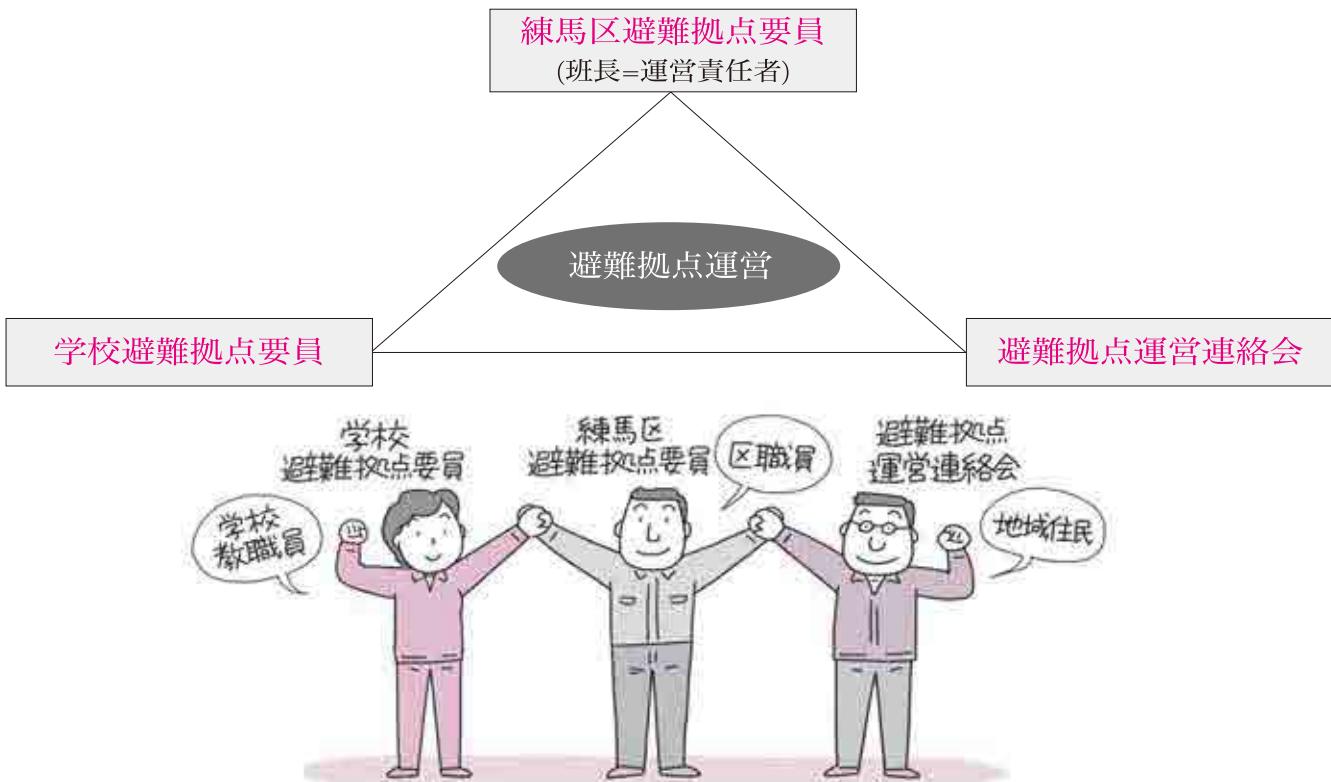
### 災害時

避難拠点の運営に従事される方が、業務に従事することによって、負傷したり病気になったり、それらが原因で亡くなったりした場合には、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例」の規定に従って損害補償を受けるか、または「災害救助法第12条」により、上記条例と同程度の扶助金を受けることができます。

## 避難拠点の運営は、だれが行いますか？

避難拠点の開設・運営については、練馬区避難拠点要員（区職員）と学校避難拠点要員（学校教職員の内、避難拠点要員の役割を担当する者）が行うとともに、地域住民の方で構成される「避難拠点運営連絡会」に協力していただきます。

避難拠点の運営は区要員の班長を責任者として、この三者で行います。



## 学校との関係はどうなりますか？

### ●学校長

平時はもちろんのこと、災害時においても学校施設の管理者は学校長です。災害発生時の学校施設の利用については、日頃から十分に話し合っておくことが必要です。

### ●学校教職員

災害時における教職員の第一義的な役割は、児童・生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化です。しかしながら、発災初期の段階においては、区要員等による避難拠点対応が困難な場面も想定されるため、学校避難拠点要員以外の教職員も施設の安全確認、避難者への対応等、一定の役割を果たすことが求められます。

## 曜日・時間帯を想定した避難拠点の開設

平日の日中は、避難拠点となる学校では授業が行われており、区要員はそれぞれの職場に勤務しています。休日や夜間は、学校に児童・生徒はおらず、区要員、学校要員とも自宅にいます。

曜日や時間帯により、避難拠点の状況や参集できる時間が異なることから、避難拠点の開設作業について、十分に検討し準備しておくことが必要です。